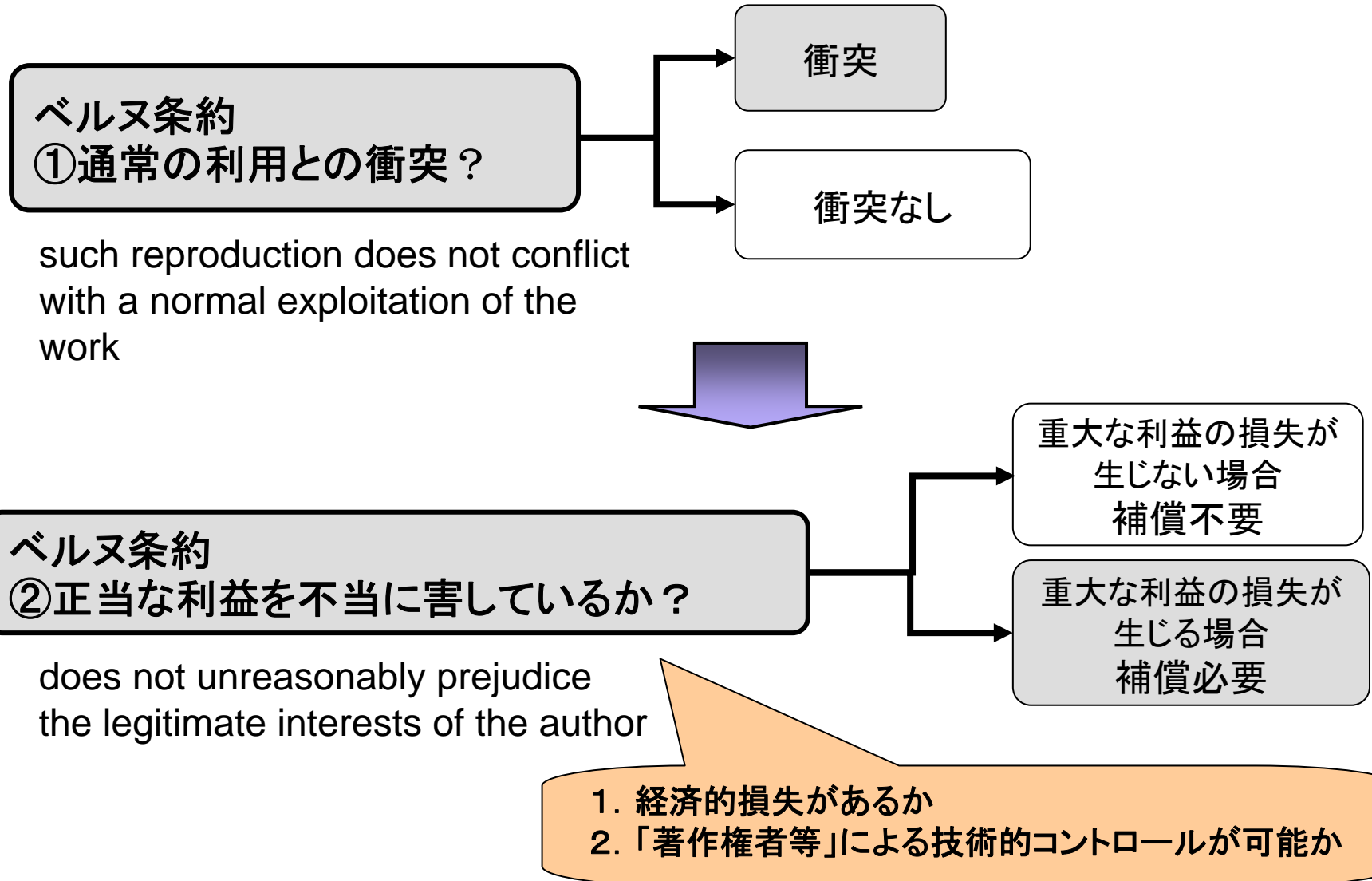


# 「補償」の必要性についての考え方

(社)電子情報技術産業協会

2007年5月31日

# 私的複製の範囲と補償の要否



# 著作権保護技術と「補償」の要否

リリース後のコンテンツ利用の  
コントロールができない



リリース後、どのように  
コンテンツが利用されるか  
想定ができない



音楽CD



アナログ放送



**コピーに伴う  
重大な経済的損失があるか**



**「補償」の  
必要あり**



**「補償」の  
必要なし**

リリース後のコンテンツ利用の  
コントロールの選択が可能



リリース後、どのようにコンテンツが  
利用されるか、想定が可能  
(それを前提にした上流での契約、  
価格設定等も、よりしやすい)



暗号化された  
パッケージ



デジタル放送  
(CAS付放送)



配信サービス  
(著作権保護技術  
有/無)

コピー禁止

コピー制限あり

コピー制限なし

「著作権者等」の意思でコントロールできる  
利用は、コピー可能回数的大小に拘わらず、  
コピーに伴う重大な経済的損失はないはず。  
⇒ 「補償」の必要なし